

給水装置工事のご案内について

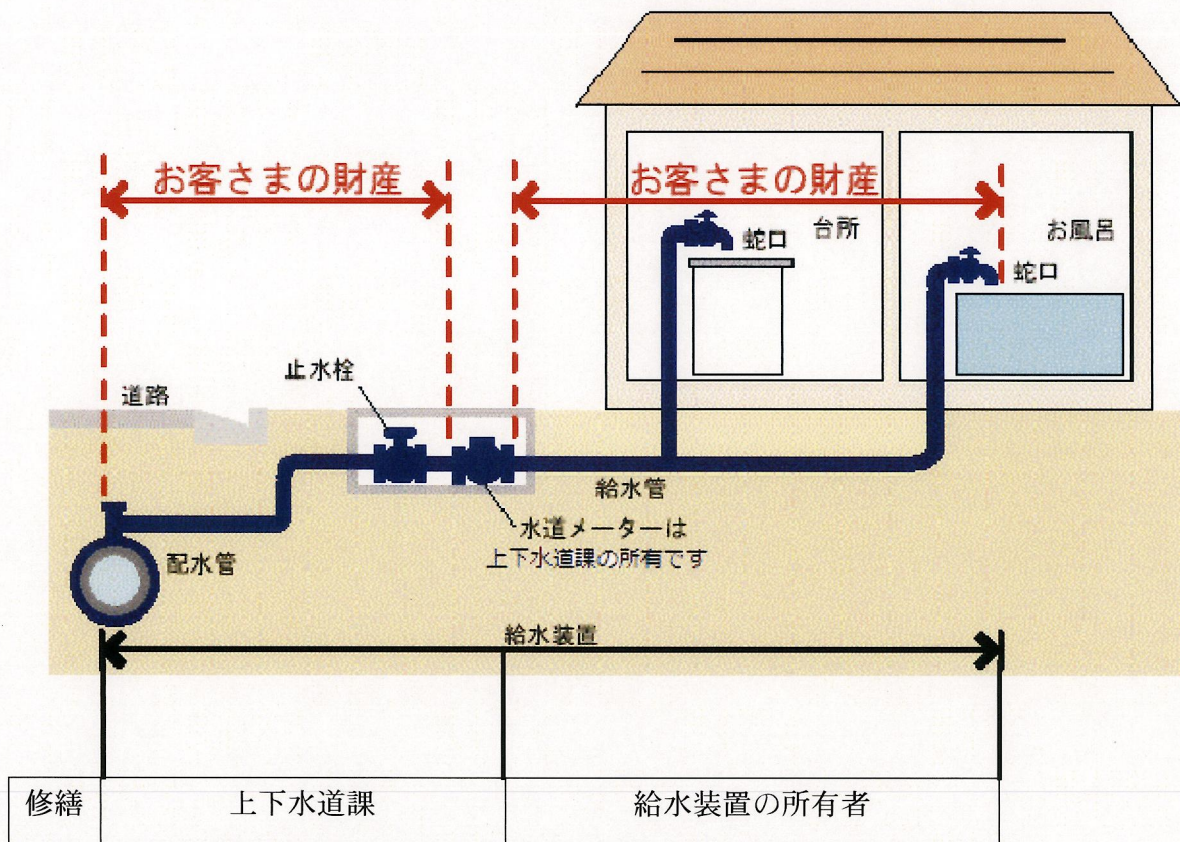
1. 給水装置とは

道路の下に布設されている配水管の分岐（取出し）部分から、末端の蛇口に至るまでに使用されている給水管及び蛇口等の給水用具を「給水装置」といいます。

この給水装置は、水道メーターを除いてすべてお客さまの財産でありますので管理をしていただきます。ただし、配水管の分岐（取出し）から水道メーターまでの給水装置に漏水等があった場合は、上下水道課において修繕工事をいたします。

水道メーターから先の給水装置に漏水等があった場合は、お客さまのご負担により修繕工事をさせていただきます。

また、水道メーターは南伊豆町から貸与されたものであり、お客さまは検針や修繕に支障がないように水道メーター器付近の清掃及び管理をお願いいたします。



2. 給水装置工事とは

給水装置工事には、以下の種類があります。

- ・新設 . . . 新たに給水装置を設置する工事
- ・改造 . . . 給水管の増径、管種変更など給水装置の原形を変える工事

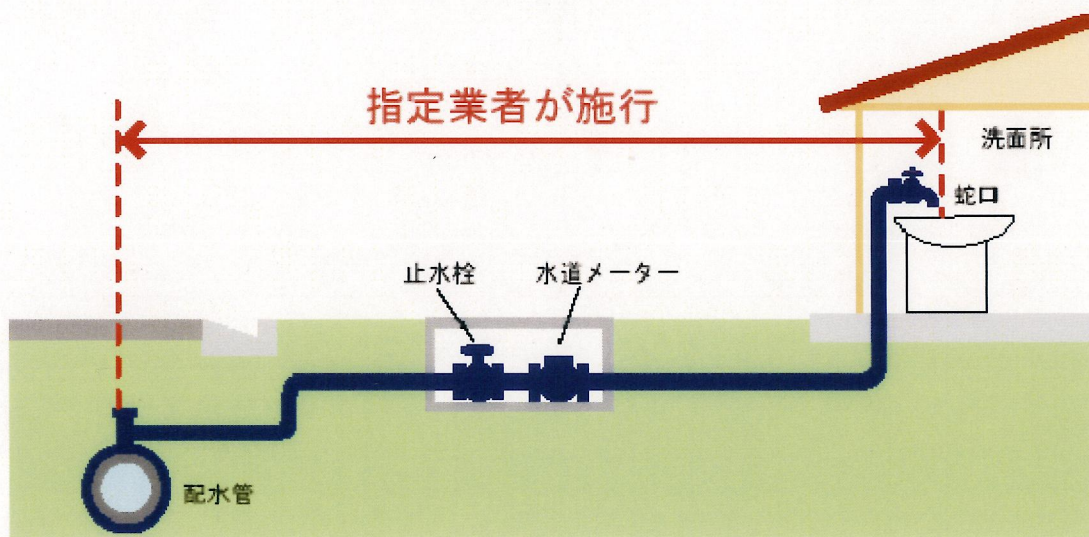
- ・増設 . . . 既設の給水装置に給水管を増設する工事
- ・撤去 . . . 給水装置の一部又は全部を撤去する工事
- ・修繕 . . . 給水装置の原形を変えないで給水管、蛇口を修理する工事

3. 給水装置の工事は、指定業者へお願いします

指定業者ってなに？

指定業者とは、正式には「南伊豆町指定給水装置工事事業者」といいます。

水道法及び南伊豆町水道事業給水条例の定めにより、給水装置工事は南伊豆町長が指定した工事事業者でなければ施行できません。



4. 工事の契約について

給水装置の工事をされる場合は、お客さまが指定業者に依頼し、当事者間で契約をしてください。

契約の前には、指定業者に見積りを依頼し、工事金額を確認してお客さまが納得されたうえで契約していただきますようお願いします。

指定業者については、ホームページ内にある南伊豆町指定給水装置工事事業者一覧表をご覧ください。

問い合わせ先

南伊豆町上下水道課

電話番号 0558-62-6270 F A X 0558-63-0018